



みやぎ税務会計事務所通信

《 2023年8月 》



税務の話題

「インボイス制度」総点検！③



今月も「インボイス制度」のお話しです。

先月から、皆さまそれぞれの状況にあわせて、具体的なお話しをする機会が増えてきました。改めて気にしていただくと、「あれ？必須項目入っていなかった!？」

「そういえば、こういう場合はどうする？これで良いかな？」といったお声を多く聞きます。お取引先さまにご迷惑が無いよう、引き続き準備を進めていただければと思います。

今月は「受け取るインボイス」についてのご案内です。

+:-:+:-+



【確認①】 事務所家賃・月極駐車場代、インボイスの発行は…？

口座振替で毎月引落、契約書に基づき毎月お振込みされている方が多いと思われます。請求書や領収書は受け取っていない場合の対応です。

お手元にあるご契約書には、貸主の登録番号が記載されていないことも考えられます。敢えて、新しく契約書を作成する必要はありません。取引年月日以外で、インボイス必須事項で足りない事項（登録番号等）について問い合わせましょう。

この確認とあわせて、

- ①契約書（取引年月日以外が記載されている）
 - ②通帳など（取引年月日が記載）
- があることにより、支払った消費税として認められる処理（仕入税額控除）ができます。

【確認②】 個人で立て替えた経費を精算する場合は…？

日常発生する、事業で必要な備品の購入や飲食代などは、今までと変わらず領収書等を受け取り、保存することで対応できます。

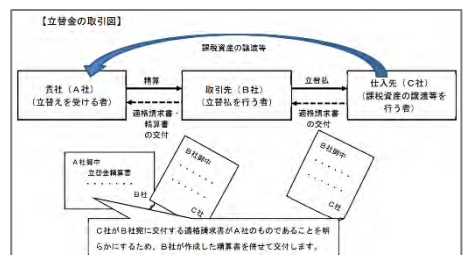
これから意識していただきたいのは、

受け取る領収書等が「インボイス」であるかどうか（登録番号の記載があるか等）の確認が必要となること！

また、法人の場合、個人名義で契約している等の理由で、領収書の宛名が個人名となっている場合は、「立替金精算書」が必要となると考えられます。

該当する可能性のある方は、ご注意ください。

「立替金精算書」により、個人宛てのインボイスが法人のものであることの証明となります。右図の説明は法人間での場合ですが、同様の扱いであると思われます。



国税庁軽減税率・インボイス制度対応室「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」（平成30年6月（令和5年4月改訂）より抜粋）

